第二次北海道再犯防止推進計画(仮称)事務局素案	(対照表 第1章~第3章)	資料 2
北海道再犯防止推進計画(現行)	第二次北海道再犯防止推進計画(仮称)事務局素案	備考
はじめに	はじめに	
更生保護や再犯防止施策は、これまで国の刑事施策として行われて	道では、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、平成3年3月に	
きており、道では、北海道地域生活定着支援センターの設置・運営、社	「北海道再犯防止推進計画」を策定し、安全で安心して暮らせる社会の	
会を明るくする運動への参画等の取組を行ってきました。	実現に向け、国や関係機関等と連携を図り、7月の「社会を明るくする運	
また、本道の各地域において、犯罪をした人等の指導・支援、犯罪予	動」の強化月間に重点的な啓発活動やフォーラムを開催するなど、再犯	
防活動等に当たる保護司や犯罪をした人等の社会復帰を支援する活	防止等に関する施策を推進し、道民の皆様の理解を図ってきました。	
動を行う更生保護女性会、BBS (Big Brothers and Sisters Movement)会	また、本道の各地域において、犯罪をした人等の指導・支援、犯罪予	
等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち	防活動等に当たる保護司や犯罪をした人等の社会復帰を支援する活動	
直り支援に取り組む少年警察ボランティア、矯正を支える篤志面接委員	を行う更生保護女性会、BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会等	
や教誨師等、多くの民間ボランティアの方々が、犯罪をした人等の社会	の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り	
復帰に向けた支援活動を行っており、地域における「息の長い」支援を	支援に取り組む少年警察ボランティア、矯正を支える篤志面接委員や教	
確保する上でも、そうした活動のさらなる推進が望まれます。	誨師等、多くの民間ボランティアの方々が、犯罪をした人等の社会復帰	
しかしながら、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居といっ	に向けた支援活動を行っており、地域における「息の長い」支援を確保	
た居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物依存を有	する上でも、そうした活動のさらなる推進が望まれます。	
している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、	しかしながら、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある	
様々な支援を必要とする人が多く存在しており、地域でより積極的に受	者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保で	
け止めていくソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、犯罪をした	きない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要	
人等の地域生活に向けた支援を行う必要性が増してきているところで	する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受	
す。	けられるような配慮が求められています。	
今後、再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104	このように、特性に応じた支援体制が十分に整っていないことなどが	
号。以下、「再犯防止推進法」という。)が定める目的(国民が犯罪による	課題となっていましたが、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今	
被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与	後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み	
すること)や、地方行政に課せられた役割を踏まえて、道の実情に応じ	合わせた処遇が可能となることから、矯正施設を出所する人に対する社	
た施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っていき	会復帰支援(出口支援)を一層充実させていく必要があります。	

ます。	道としては、引き続き地方行政に課せられた役割を踏まえて、道の実	
	情に応じた施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行	
	っていきます。	

北海道再犯防止推進計画(現行)	第二次北海道再犯防止推進計画(仮称)事務局素案	備考
第1章 計画の基本的な考え方	第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨	
全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年に戦後最多を記録しました	全国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、	
が、令和元年には約75万件とピーク時の3分の1程度まで減少し、戦後	平成 14 年(285 万 3,739 件)にピークを迎えたが、平成 15 年以降は	
最少を更新しています。	減少を続け、令和3年(56 万 8,104 件)には戦後最少となりました。	
検挙された人のうち、再犯者についても平成 18 年をピークに、令和	刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上	
元年には約 10 万人まで減少しましたが、それを上回るペースで初犯者	回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯	
数が減少しているため、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成 18 年	者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には 48.6 パ	
は 38.8%でしたが、令和元年には 48.8%に達しています。	ーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。	
誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するために	このような再犯の傾向は、国が第一次の再犯防止推進計画(以下「第	
は、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が抱える課題等を社	一次推進計画」という。)を策定した平成 29 年当時においても同様であ	
会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返	り、政府は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するため	
しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが重要です。	に、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次推	
こうした状況を踏まえ、国では、平成 28 年 12 月に、再犯の防止等に	進計画を策定し、これに基づき、様々な取組が行われてきました。	
関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画	本道においても、検挙人員に占める再犯者の割合が令和元年で	
的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法	45.5%と国と同程度であったことなどから、道では、再犯防止推進法及	
律」(以下「再犯防止推進法」という。)を施行し、再犯防止推進計画を策	び国の第一次推進計画を踏まえ、令和3年3月に「北海道再犯防止推	
定することとしたほか、地方公共団体においても国の計画を勘案して地	進計画」を策定し、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連	
方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされています。	携しながら、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたる再犯の防止等	
	に関する取組を総合的かつ計画的に進めてきたところです。	

本道においても、検挙人員に占める再犯者の割合が令和元年で 45.5%と国と同程度であることなど、犯罪をした人等の地域生活への定 着に向けた支援の必要性が増しています。

こうしたことから、道では、国の再犯防止推進計画を踏まえ、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連携しながら、再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくため、地方再犯防止推進計画を策定することとしました。

こうした中、令和5年3月、国において「第二次再犯防止推進計画」が 策定され、「国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の 主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間 協力者等の連携を更に強固にすること」などが基本的な策定の方向性と して示されたことを受け、道においても、現行計画を見直しすることとしま した。

道としては、引き続き、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立 することなく、再び社会を更生する一員として地域に定着できるよう支援 する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮 らせる社会の実現を目指すため、「第二次北海道再犯防止推進計画」を 策定します。

	1	
2 計画策定の目的		備考
犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居といった居場所がな		
い、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物依存を有している、十分		
な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必		
要とする人が多く存在します。		
更生保護や再犯防止施策は、これまで刑事司法施策の一環として、		
国が中心となって実施されてきました。しかしながら、刑事司法関係機関		
こよる社会復帰支援は刑事司法手続に限られるため、刑事司法手続が		
終わった人や起訴猶予・執行猶予となった人については、社会の支援に		
繋がらないまま刑事司法手続が終了してしまう場合もあることから、様々		
な生きづらさを抱える犯罪をした人等が、地域社会で孤立しないための		
息の長い」支援の重要性が指摘されており、こうした人たちが社会復帰		
を果たす上で必要な住民サービス等を円滑に受けることができるよう、更		
なる配慮が求められています。		
道としては、ソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪や非		
行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一		
員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯		
を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、本		

3 計画の性格	3 計画の位置付け	備考
本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進	本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進	
計画として定めるものです。	計画として位置付けています。	

計画を策定します。

また、道政の基本計画である「北海道総合計画」を推進するための施 策別計画として位置づけるほか、平成30年12月に策定された「北海道 SDGs 推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとします。

また、道の基本計画である「北海道総合計画」における「誰もが尊重さ れ活躍できる社会 | 及び「北海道人権施策推進基本方針 | の「9 犯罪を した人等」への施策を具体化する計画としての性格を有するとともに、 「北海道 SDGs 推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとします。

4 計画の対象者

本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条 期釈放となった人、保護観察に付された人等が含まれます。

3 計画の対象者

本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条第1項 第1項に規定する「犯罪をした者等」のことをいい、警察で検挙さ に規定する「犯罪をした者等」であり、犯罪をした者又は非行少年若しく れたあとに検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部・一部は非行少年であった人のことをいい、警察で検挙されたあとに検察庁で 執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満 起訴猶予処分になった人、裁判所で全部・一部執行猶予や罰金・科料と なった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察 に付された人等が含まれます。

備考

刑事司法手続のフロー図

刑事司法手続のフロー図

備考 5 計画の期間 5 計画の期間 本計画の期間は、令和3年度から概ね5年間とし、計画期間中で 本計画の期間は、今和6年度から概ね5年間とし、計画期間中で あっても、必要に応じて見直しを行います。 あっても、関連施策の推進状況や目標の達成状況、国の施策の動向、 社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行いま す。

第2章 再犯防止を取り巻く状況	第2章 再犯防止を取り巻く状況	備考
1 本道の再犯者の状況	1 本道の再犯者等の状況	
道内における刑法犯の認知件数は、平成 14 年の9万 4,091 件をピー	令和4年中、道内で認知した刑法犯は1万 9,604 件で、前年に比べて	
クに減少しており、令和元年には2万 3,607 件で、ピーク時の約3割とな	1,175 件(6.4%)増加し、平成 15 年以降減少傾向にありましたが、20 年	
っています。	ぶりに増加に転じました。	
また、刑法犯の検挙人員についても、平成 16 年の 1 万 4,383 人をピ		
ークに減少傾向にあり、令和元年には8,014人で、ピーク時の約6割とな		
っています。		
その一方で、再犯者については、令和元年には 3,644 人となってお	その一方で、再犯者については、令和4年には3,354人となっており、	
0、法務省が都道府県別に統計の公表を始めた平成25年から概ね同程	法務省が都道府県別に統計の公表を始めた平成 25 年から概ね同程度	
度で推移し、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成 25 年の 42.1%か	で推移し、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成25年の42.1%から	
ら令和元年には 45.5%となっています。	令和4年には44.2%となっています。	
刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率(グラフ)	刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率(グラフ)	

2 国の再犯防止の取組	備考
平成 19 年版犯罪白書では、戦後約 60 年間にわたる犯歴記録の分	
析結果等をもとに、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現	
の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を次のとおり指	
摘しました。	
① 全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が	
行われている。	
② 再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚醒剤取締法違反が多い。	
③ 刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目	
的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、	
就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接	
に連携する必要がある。	
④ 犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必	
要がある。	
国では、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が認識されるように	
なったことを受けて、数値目標などを掲げた取組を展開しています。	
▶「再犯防止に向けた総合対策」の決定	
(平成24年7月:犯罪対策閣僚会議)	
※数値目標の設定	
・出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割	
合を平成33年までに20%以上減少させる。	
口で下以 50 十よくに 20 /0 2人工/成グ C と る。	
➤「宣言:犯罪に戻らない·戻さない ~立ち直りをみんなで支える明る	

い社会へ~」の決定(平成26年12月:犯罪対策閣僚会議)

※数値目標の設定

- ・平成32年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在(平成26年)の3倍にする。
- ・平成32年までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る 者の数を3割以上減少させる。
- ➤「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策~立ち直りに向けた"息の長い"支援につながるネットワーク構築~」の決定 (平成28年7月:犯罪対策閣僚会議)

薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対する刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込む。

こうした中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法が制定、同月に施行され、これに基づき平成29年12月、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画が策定されました。

また、令和元年 12 月には、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定し、令和3年度末までに、100 以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援することなどを新たに目標として掲げています。

第3章 施策の展開方向	第3章 施策の展開方向	備考
1 基本方針等	1 基本方針等	
国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、次のとおり基本方針と重点課題	再犯防止推進法第3条に掲げられた「基本理念」及び国の第二次計	
を定め、本道の実情に応じた再犯防止に向けた取組を推進します。	画に示された「基本方針」・「重点課題」・「第二次計画の策定に向けた基	
	本的方向性」・「国・都道府県・市町村の役割分担」を踏まえ、次のとおり	
	基本方針と重点課題を定め、本道の実情に応じた再犯防止に向けた取	
	組を推進します。	
【基本方針】	【基本方針】	
① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として地域に定着できるよ	① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として孤立することなく、地	
う、国及び市町村、民間団体等と連携して取り組みます。	域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体等と連携して取り組み	
	ます。	
② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目の	② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目の	
ない指導及び支援に努めます。	ない指導及び支援に努めます。	
③ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯	③ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯	
罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り	罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り	
組みます。	組みます。	
④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心	④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心	
と理解を醸成します。	と理解を醸成します。	
【重点課題】	【重点課題】	
① 就労・住居の確保等	① 就労・住居の確保等	
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
③ 学校等と連携した修学支援の実施等	③ 学校等と連携した修学支援の実施等	
④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等	④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等	
⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	

⑥ 国・市町村・民間協力者との連携強化

⑥ 国・市町村・民間協力者との連携による地域での包摂の推進

(参考)

推進法に掲げられた「基本理念」

- 第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に 応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑 別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみ ならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び 支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇の ための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円 滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行 政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとす る。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任 等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自 ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である との認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防

止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等 を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の「第二次計画の策定に向けた基本的方向性」

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた"息の長い"支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

また、国の第二次計画では、国・都道府県・市区町村の役割が次のとおり示されました。

「国・都道府県・市町村の役割分担」

【国の役割】

刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における 関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。

【道の役割】

広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク 構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難 な直接的な支援の実施に努めること。

【市町村の役割】

地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必
要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切に
サービスを提供するよう努めること。

2 計画指標	2 計画指標	備考
再犯防止推進対策を進める上での指標を次のとおり設定し、取組を検証します。	再犯防止推進対策を進める上での成果指標について、国の 第二次計画を踏まえ、刑法犯検挙者中の再犯者数の減少に努	
指標1 刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率 3,644 人、45.5%(令和元年) (出典:法務省提供資料)	めることとします。<成果指標>刑法犯検挙者中の再犯者数 (出典:法務省提供資料)令和4年令和9年 目標値	
指標2 協力雇用主、実際に雇用している協力雇用主及び協力 雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数 1,477 社、84 社、120 人(令和元年) (出典:法務省提供資料)	3,354人 検討中	
指標3 北海道内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先がない人の数及び その割合 302人 15.4%(令和元年) (出典:法務省提供資料)		
指標 4 保護司数及び保護司充足率		